

事 務 連 絡  
令和4年1月28日

事 業 主 各 位

出版健康保険組合

令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者  
についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の事業運営に格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い報酬が急減する被保険者が相当数生じている等の状況を踏まえ、令和3年8月から同年12月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者について、「新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者等についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例の延長等について」（令和3年9月27日付事務連絡）により、標準報酬月額の改定及び決定に係る臨時特例的な取り扱いをお知らせしているところです。

今般、現下の情勢等を踏まえて、令和3年12月24日付で厚生労働省から「令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についての健康保険の標準報酬月額保険者算定の特例について」が通知され、令和4年1月から同年3月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴い報酬が急減した者についても同様の措置が設けられ、令和3年9月27日付事務連絡の一部を改正した別紙（改正後）の事務連絡のとおり取り扱うこととなりましたので、お知らせいたします。

なお、今回の特例による改正内容については、改正箇所を下線を表記しております。

<お問い合わせ先>

業務部 適用課 電話 03-3292-5005

大阪支部業務課 電話 06-6944-4300